

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年五月一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第六号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十四年十二月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。